

幼稚園の利用における 給付認定手続きのご案内

(私学助成を受ける園)



2019年(令和元年)10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の利用にあたり、無償化の対象となることの認定申請が必要となります。

この冊子は、幼稚園(私学助成を受ける幼稚園)の利用における手続き等のご案内となりますので、内容をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

なお、藤沢市外に住民票がある方については、住民票がある市区町村での手続きが必要となりますので、当該市区町村へご確認ください。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1 幼児教育・保育の無償化について		3 認定申請の手続きについて	
(1) 対象者	P.1	(1) 認定申請の区分	P.3
(2) 対象経費	P.2	(2) 保育の必要性の認定	P.3
2 手続きの流れについて	P.2	(3) 申請に必要な書類	P.4

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象者

幼稚園に通う次のお子様を対象です。

クラス	生年月日	無償化の対象要件	
		教育課程の利用	預かり保育の利用
5歳児(年長)	2019年(平成31年)4月2日 ～ 2020年(令和2年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
4歳児(年中)	2020年(令和2年)4月2日 ～ 2021年(令和3年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
3歳児(年少)	2021年(令和3年)4月2日 ～ 2022年(令和4年)4月1日	(特になし)	保育の必要性があると市が認める児童*1
満3歳児*2	2022年(令和4年)4月2日 ～ 2023年(令和5年)4月1日	満3歳になった日以降が対象	保育の必要性があると市が認める住民税非課税世帯の児童

*1 保育の必要性があると市が認める場合については、「3-(2) 保育の必要性の認定」(3ページ)をご確認ください。

*2 満3歳児の利用については、園によって受入状況等が異なりますので、直接園にご確認ください。

(2) 対象経費

無償化の対象となる経費及び給付上限額は、次のとおりです。

	対 象 経 費	給付上限額 (月額)
通常時間 (教育課程)	<ul style="list-style-type: none"> 基本保育料 入園料 (入園初年度のみ) ※次の費用については、 対象となりません 。 [例] 給食費、通園バスの利用料、受験料、行事等に 係る費用、冷暖房費・施設の管理費等、 その他実費として支払う費用	25,700 円 (上限) ※ 入園料は、1ヵ月あたりの金額を算定(入園料÷入園初年度の在籍月数)し、基本保育料(月額)との合計額について、上限額まで無償化の対象となります。
預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> 利用料 ※おやつ代等は含みません。	日額 450 円×預かり保育の利用日数 [最大上限月額[3～5歳児] 11,300 円] [満3歳児] 16,300 円
給食費*	<ul style="list-style-type: none"> 給食費のうち、副食費 ※きょうだい数、市町村民税額による条件あり。	月額上限 4,800 円

* 給食費については、別途、申請手続きが必要となります。

2 手続きの流れについて

認定申請 [P.3～4]

- 幼稚園から配布される申請書類を確認し、必要事項をご記入のうえ、幼稚園にご提出ください。提出した書類は、幼稚園を通して藤沢市に提出されます。
- 認定は、**原則、遡って申請することはできません**。
(対象施設・事業等の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請を受け付けた日以降の認定となります。)
- 申請事項に変更が生じた場合は、「給付認定申請に係る変更届兼出産連絡票」を藤沢市保育課にご提出ください。
 ※必要に応じて保育を必要とすることを証明する書類を併せて提出してください。
- 提出書類の内容に不明な点がある場合は、藤沢市から電話等で内容を確認することがあります。

認定通知書の交付

- 藤沢市から給付認定通知書を郵送します。
- 通知書は、2025年(令和7年)4月認定開始の場合、2025年(令和7年)3月下旬までに認定結果を通知します。2025年(令和7年)4月以降の申請については、原則として、申請書の受理日から1ヵ月以内に給付認定通知書を郵送します。

(園への提出等)

- 利用契約の締結にあたり、給付認定通知書を園に提示します。
- 預かり保育の利用を希望する場合は、別途、園に申し込みを行います。

給付費の支給

【通常時間(教育課程)の利用分】

- 月額保育料が 25,700 円以内である場合には、原則として、幼稚園に保育料を支払う必要はありません(市が保育料相当額を幼稚園へ給付)。
- 月額保育料が 25,700 円を超える場合には、その超過額を幼稚園に支払うこととなります。
 ※一部の園では、取扱いが異なる場合があります。

【預かり保育の利用分】 ※保育の必要性を市が認める場合のみ対象

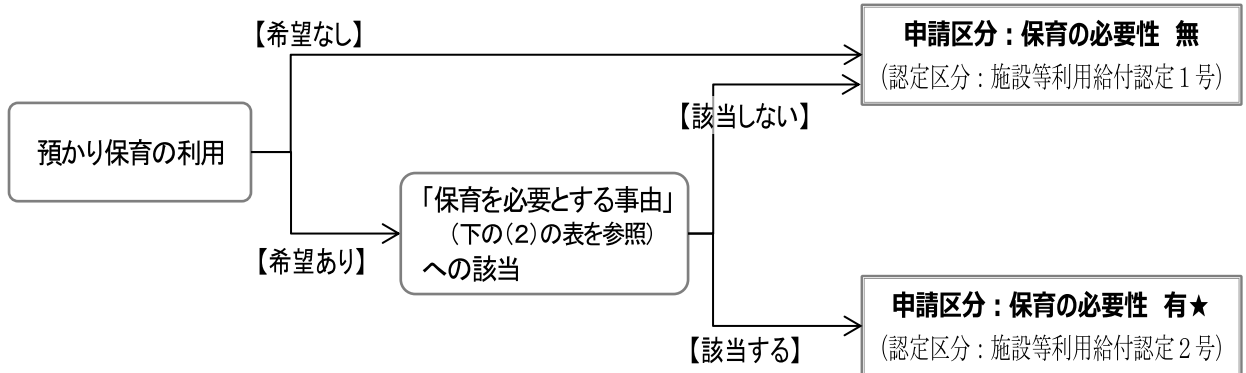
- 給付費は、幼稚園に支払った利用料の実績に応じた額を給付します。
- 給付費の申請は、次の表のとおり、3ヵ月ごとの受付を基本とします。具体的な申請手続きについては各幼稚園や市ホームページを通じてご案内します。

	給付対象月	申請時期	給付時期
第1期	4～6月	7月	9月
第2期	7～9月	10月	12月
第3期	10～12月	1月	3月
第4期	1～3月	4月	6月

3 認定申請について

(1) 認定申請の区分 ～あなたに必要な認定は？～

預かり保育の利用希望等により、申請する認定区分が異なります。申請書の記入にあたっては、次のフローチャートに沿って、「保育の必要性の有無」を確認の上、申請してください。



★ 申請後の審査の結果、保育の必要性が認められない場合には、「保育の必要性無」と同じ認定区分（1号）となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労により、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。 (例) 1日あたり4時間・週4日勤務 / 1日あたり6時間・週3日勤務
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間*1
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
⑤ 親族等の介護 又は看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合。 ※認定してから2ヵ月目までの期間(原則、期間の延長はできません)*2
⑧ 就学	高等学校・大学・大学院・専門学校・職業訓練校等に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
⑨ 対象園児のきょうだいの 育児休業中*3	すでに園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度の5月14日までの期間
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合。

*1 出産日より認定期間が変更する場合があります。

*2 2ヵ月以内に就労を証明する書類の提出がない場合には、1号認定となります。また、連続して求職活動による認定を受けることはできません。

*3 育児休業による認定は、すでに幼稚園を利用している児童に弟妹が生まれ、就労要件から育児休業へ要件の変更の場合に限ります。

(3) 申請に必要な書類

認定申請にあたり、次の書類を準備して、利用する幼稚園に提出してください。
なお、必要に応じてコピー等をとって保管するようにしてください。

- 給付認定申請書（申請区分が「保育の必要性 **無**」の場合：**表面のみ**記入）
（申請区分が「保育の必要性 **有**」の場合：**両面**に記入）

※ひとり親世帯の場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）を提出してください。

離婚日または死亡日が記載されているもの（発行から1ヵ月以内のもの）

【2024年(令和6年)又は、2025(令和7年)1月1日に市外に住民票があった場合】

- 個人番号確認票
 個人番号確認票に記載の添付書類
 海外収入証明書等（海外在住の場合）

※海外在住の場合は藤沢市保育課（TEL0466-50-8226）までご連絡ください。

【申請区分が「保育の必要性 有」の場合】

- 保育を必要とすることを証明する書類*

* 保護者の状況に応じて次の書類を提出してください。

保護者の状況	必要な書類	提出にあたっての注意事項
① 就労 【会社勤めの方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 就労状況説明書 ※対象者のみ (会社役員の場合) <input type="checkbox"/> 会社役員を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・会社役員を証明する書類とは、次の書類です。 <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 ・源泉徴収票(役員報酬、役職の記載があるもの)
① 就労 【自営業等の方】	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 就労状況説明書 <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書(第一表)又は 源泉徴収票 のコピー又は控え	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・直近で事業(又は従事)を開始した場合は開業届や 営業許可証等の写しが、専従者や家族従業者等で 本人が確定申告をしていない場合は、その事業に携 わっていることがわかる書類等が必要です。
② 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙と出産予定日が確認できるページを提出してく ださい。
③ 保護者の疾病	<input type="checkbox"/> 医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所定用紙に医療機関で証明を受けてください。
④ 保護者の障がい	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・等級により必要な書類が異なる場合があります。
⑤ 親族等の介護 又は看護	<input type="checkbox"/> 介護(看護)状況申告書 <input type="checkbox"/> 介護等の必要性がわかる 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所定用紙に必要事項を記入してください。 ・介護等の必要性がわかる書類として、医師の診断書 等を提出してください。
⑥ 災害復旧に従事	<input type="checkbox"/> 災害復旧に従事しているこ とがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災、その他の災害復旧に従事して いることがわかる書類を提出してください。
⑦ 求職活動	(特になし)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定後2ヵ月以内に①に該当する就労に就き、証明 する書類を提出してください。
⑧ 就学	<input type="checkbox"/> 学生証等のコピー <input type="checkbox"/> カリキュラム表等	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証等は在籍証明書でもかまいません。 ・カリキュラム表等は、日中保育ができない期間・日数 が確認できる書類を提出してください。
⑨ 対象園児のきょう だいの育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市の所定用紙に勤務先で証明を受けてください。 ・育児休業の期間を記載してください。

※市の所定用紙については、市ホームページからダウンロードしていただくか、藤沢市保育課
(TEL0466-50-8226)までご連絡ください。

幼児教育保育の無償化に関する詳細は、市ホームページをご参照ください。

【市ホームページ】 藤沢市(トップ) > 健康・福祉・子育て > 子育て
> 幼児教育・保育の無償化 > 幼児教育・保育の無償化について

http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hoiku/youho_mushouka.html

【無償化に関するお問合せ】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 (TEL : 0466-50-8226 / E-mail : fj2-hoiku@city.fujisawa.lg.jp)

